「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用基準

平成30年4月1日制定 令和 6年8月1日改正 令和 6年9月5日改正

(目的)

第1条 「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ(以下「シンボルマーク等」という。)の適正な使用を確保し、世界遺産登録の推進とその啓発を図るため、この使用基準を定める。

(事務局及び各市村の機関)

第2条 シンボルマーク等の使用に関する事務は、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局(以下「事務局」という。)が行う。ただし、橿原市・桜井市・明日香村の一の市村内での使用に関する事務は、別表 I に掲げる区分に応じて各市村の機関が行う。

(デザインの基準)

第3条 シンボルマーク等の使用は、別表Ⅱ「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク等デザインガイドに基づくものとする。

(使用承認の申請)

- 第4条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク 等使用申請書」(様式第1号)(以下「使用申請書」という。)を事務局又は別表 I の機関に提出し、使用の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
 - (2) その他事務局が特に申請を要しないと認めた場合

(使用の承認)

第5条 事務局は、「使用申請書」を提出した者に対し、「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク等使用承 認書」(様式第2号)(以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。

(使用承認の範囲)

第6条 シンボルマーク等の使用承認の範囲は、「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録推進とその啓発に 寄与すると認められる場合とし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しない。こ の場合、事務局は、「使用申請書」を提出した者に対し、「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク 等使用不承認書」(様式第3号)を交付するものとする。

- (1) 「飛鳥・藤原の宮都」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 商品の品質や性能等について、一定の基準や客観的な効能が認められないと事務局が判断した場合
- (6) その他承認することが不適当と認められる場合

(使用承認の期間)

第7条 シンボルマーク等の使用期間は、「使用承認書」に書かれた使用の期間とする。使用を中止する 場合は、使用者は速やかにその内容を事務局に届け出るものとする。

(使用者の責務)

- 第8条 使用者は、信義にしたがい、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。
 - 2 シンボルマーク等の使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が速やかに誠意と責任を持って対処するものとし、事務局は一切の責任を負わない。

(事故の処理)

- 第9条 シンボルマーク等を使用した商品又は役務に係る事故が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。
 - 2 使用者は、前項に規定する事故について、速やかに事務局に報告しなければならない。
 - 3 第1項に規定する事故については、事務局はその責任を負わないものとする。

(成果物の提出)

第10条 事務局は、シンボルマーク等の使用者に、その成果物(商品、印刷物等)の提出を求めることができる。

(使用料及び手数料)

第11条 シンボルマーク等の使用料及び手数料は、無償とする。

(改善の指示)

第12条 事務局は、使用者が使用基準を遵守せずにシンボルマーク等を使用していると認めた場合は、 使用者に改善を指示することができる。

(許可の取消)

第13条 事務局は、使用者が速やかに前条の改善指示に係る措置を講じない場合は、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(無届出の使用)

第14条 事務局は、使用届出書を提出せずにシンボルマーク等を使用している者に対して、使用届出書を提出するよう指示することができる。

(疑義等)

第15条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義について、事務局と使用 者が協議して定める。

附則

- この使用基準は、平成30年 4月1日から適用する。
- この使用基準は、令和 6年 8月1日から適用する。
- この使用基準は、令和 6年 9月5日から適用する。

別表 I (第2条関係)

対象区域	取扱事務の区分
全国・全域	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局
	奈良県 地域創造部 世界遺産室
	〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 TEL: 0742-27-2054
橿原市	橿原市 魅力創造部 世界遺産登録推進課
	〒634-8586 橿原市八木町 1-1-18 TEL: 0744-21-1114 FAX: 0744-24-9716
桜井市	桜井市 まちづくり部 観光まちづくり課
	〒633-8585 桜井市大字粟殿 432-1 TEL: 0744-43-3110 FAX: 0744-43-0271
明日香村	明日香村 総合政策課
	〒634-0142 高市郡明日香村大字橋 21 番地
	TEL: 0744-54-9018 FAX: 0744-54-2440

「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク等デザインガイド

シンボルマーク

- 「飛鳥・藤原」の日本文化の原点(熱い心)とその秘めたる神秘性を中心の球に、また、宇宙にはばたく姿を周りのフォルムにデザインし、世界に向けて発信していくイメージを表現しています。
- シンボルマークは、デザイン・色調・形状などを変更することはできません。文字重ね、背景 重ね、グラデーション、トリミングなどもできません。
- シンボルマークは、ロゴタイプと組み合わせて使用することを基本としておりますが、シンボルマーク単独でも使用できます。なお、シンボルマークトロゴタイプを重ね合わせて使用することはできません。
- 背景によって、シンボルマークの視認性が損なわれる場合は、上下左右に、シンボルマークの 大きさの概ね10%にあたるホワイトスペースをとり、使用することを基本としています。
- 色指定(DIC160 CMYK分解/M85Y100)

カラー (最小サイズ 9.0mm)

モノクロ (最小サイズ 9.0mm)

ホワイトスペースの例











ロゴタイプ

- ロゴタイプ (タイプA~タイプD) は、書体、色調などを変更することはできません。文字重ね、背景重ね、グラデーション、トリミングなどもできません。
- ロゴタイプは単独で使用することはできません。シンボルマークと組み合わせて使用すること を基本としています。

〈タイプA〉

〈タイプD〉

飛鳥·藤原

〈タイプB〉

Asuka-Fujiwara: Ancient Capitals of Asuka and Fujiwara

Asuka-Fujiwara

〈タイプC〉

飛鳥・藤原の宮都

シンボルマークとロゴタイプの組合例

飛鳥·藤原







シンボルマークとロゴタイプの使用禁止例



変形して使用できません



回転して使用できません



部分的に切り取って 使用できません



シンボルマークのロゴを 重ねて使用できません



異なる形や色を重ねて 配色して使用できません



吹き出しなどを付けて 使用できません

「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用申請書								
世界遺産「飛鳥・藤原」	登録推進協議会 会長 様	令和	П	年	月	日		
〒 (申請者) 住所 団体名 (個人の場合必要なし) 代表者職・名 (個人の場合氏名) 電話番号								
「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴを使用したいので、「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク等使用基準」の規定を了承のうえ、以下のとおり申請します。 ※□をチェックのうえ、必要事項を記入してください。								
1 申請者の区分	□ 個別申請 □ 団体申請							
2 申請区分	□ 新規 □ 継続(前回承認番号 年	月	日多	第	号)			
3 使用内容 商品名等も具体的に 記入								
4 使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年	J]	目				
5 使用場所 (店舗、工作物等へ の使用の場合に記入								
6 添付資料 (右の資料等は必ず 添付	※以下の添付資料にチェックしてください。 □ 製作物の概要がわかる資料【必須】 □製作物又は商品等の写真又はイメージ図等 □工作物の設置位置図、設計図等 □シンボルマーク等の電子データを記載する	ための	記録	媒体				
	(電子メールで受領できる場合は不要) □その他()		
7 担当者連絡先	氏名: 電話: ファックス番 E-mail: コアックス番	号:						

世推協第 — 号 令和 年 月 日

様

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会 会 長 山下 真

「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用承認書

あなたの提出されました「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書」 を、下記により受理しましたので同使用承認書を交付します。

つきましては、「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用基準」と使用承認申請 書の内容を遵守のうえ、ご使用ください。

記

- 1 使用目的
- 2 使用期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 使用内容
- 4 使用場所

[問い合わせ先]

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会

事務局:奈良県地域創造部

世界遺産室 世界遺産係

TEL 0742-27-2054 FAX 0742-27-5386

世推協第 — 号 令和 年 月 日

様

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会 会 長 山下 真

「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用不承認通知書

あなたの提出されました「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用承認申請書」については、「「飛鳥・藤原の宮都」シンボルマーク・ロゴ使用基準」第6条の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり使用を承認しないことと決定しましたので通知します。

記

不承認の理由

[問い合わせ先]

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会

事務局:奈良県地域創造部

世界遺産室 世界遺産係

TEL 0742-27-2054 FAX 0742-27-5386